

FBL 免除対象事業に関する内閣の原則的承認

2026 年 7 月 13 日

One Asia Lawyers タイ事務所

藤原 正樹（弁護士・日本法）

マーシュ 美穂

2026 年 5 月 12 日、内閣は 9 つの事業について、内閣は外国人事業許可（以下、「FBL」）の取得義務を免除するための勅令案及び省令案を原則承認しました。これらの改正が最終的に成立すれば、外国企業はより多くの事業を FBL なしで運営することが可能となり、市場参入の大幅な迅速化に加え、FBL 取得に伴うコスト負担の軽減が期待されます。

今回の外国人事業法の緩和は、タイにおけるビジネス環境の改善に向けた明確な政策転換を示すものです。内閣は、重複する行政手続の簡素化を進めることにより、以下の二本柱の戦略を通じて、より競争力の高い事業環境の整備を目指しています。

- ・ 規制の調和：タイ中央銀行（BOT）、証券取引委員会（SEC）、国家放送通信委員会（NBTC）などの専門機関が既に各分野において十分な監督機能を有していることを踏まえ、重複する承認手続を廃止し、二重ライセンスを解消する。
- ・ シームレスな関連会社支援の実現：企業グループ内に限定して提供されるインハウスサービスについて、柔軟かつ機動的な運営を可能にし、人事、IT 管理および財務体制の一層の効率化を図る。

本ニュースレターでは、主に FBL 取得義務の免除が見込まれる 9 つの事業類型について解説します。



1. 免除対象事業の範囲

FBL の取得義務免除の対象となる事業は、以下のとおりです。

グループ 1：特定の法令に基づき規制され、専管の監督当局の管理下にある事業

1. 電気通信および放送サービスに関する法律に基づき、国家放送通信委員会（NBTC）の規制を受ける第 1 種電気通信ライセンス保有者による電気通信サービス事業
2. 外国為替管理法に基づき、タイ中央銀行（BOT）の規制を受けるトレジャリーセンター事業
3. 証券、取引所およびデリバティブに関する法律に基づき、証券取引委員会（SEC）の規制を受ける証券担保融資事業
4. 原資産または指標がデリバティブに関する法律の適用対象とならないデリバティブ契約に係る業務について、代理人、ディーラー、アドバイザーまたはファンドマネージャーとして提供され、SEC の規制を受ける事業
5. 先物取引所における農産物先物取引事業（先物取引所が指定する倉庫における農産物の引渡しおよび受渡しを含む）

グループ 2：関連会社グループ内に限定して提供されるサービス

1. 同一企業グループ内の関連会社に対して提供される管理、人事および情報技術に関するマネジメントサービス事業
2. グループ内の関連会社のみに対して提供される国内債務保証サービス事業

グループ3：その他の事業

1. 主として従業員の利便性のために、金融サービス用電子機器（ATM など）、自動販売機または自動化サービス機器¹を設置するためのスペースの一部賃貸サービス事業
2. エネルギー省の管理下において、コンセッション保有者のみに対して提供される石油掘削請負事業

FBL 免除が認められる場合であっても、事業者は引き続き、各規制当局または関係機関が要求する個別の事業ライセンスおよび承認を適切に取得する必要があります。

本改正は現在、正式な法案起草および規制に伴う影響評価の段階にあります。内閣による原則的承認は、外国投資家にとって注目すべき前向きな動きです。これらの分野で事業を行う企業にとっては、本改正の動向を注視することが望まれます。

本件に関してご質問やご相談がございましたら、One Asia Lawyers タイ事務所までお気軽にお問い合わせください。

以上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点につきご確認ください。

- ・ 本資料は2026年7月10日時点の情報に基づき作成しています。
- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

One Asia Lawyersタイ事務所では、常駐日本人専門家3名を含む合計20名の体制で、お客様のニーズに対応しております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等の幅広い分野について、タイの法制度や商慣習に精通した実務家が、現地に根ざしたリーガルサービスを提供しています。本記事やご相談に関するご照会には以下までお願い致します。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

¹ 現時点では、どのような機器が「自動化サービス機器」として対象となるかは明らかにされていません。

< 著者 >

	藤原 正樹 One Asia Lawyers タイオフィス 所長 パートナー弁護士（日本法） タイの M&A 法務、債権回収、個人情報保護法、労働法を中心にタイ企業法務に関するリーガルサポートを提供している。日本では、日本の法律特許事務所に 13 年間在籍し、知的財産法務、営業秘密を含めた情報関連法務、ソフトウェア法務、WEB サービス関連法務、その他企業法務及び破産管財業務などに従事し、数多くの訴訟案件にも対応してきた実績がある。 masaki.fujiwara@oneasia.legal
	マーシュ 美穂 One Asia Lawyers タイオフィス ディレクター タイ人弁護士と連携して主にコーポレート、労務、コンプライアンス分野を中心とした多岐にわたる法務案件について助言を提供。コーポレートの分野では、外資規制や BOI・FBL を含む各種許認可申請から、合併、解散、清算といった複雑な企業法務案件まで、幅広く対応。労務分野においても豊富な経験を有し、一般的な雇用問題から労働裁判までを取り扱う。その他、コンプライアンス監査の実施、相続・不動産取引に関する助言、内部通報制度の外部窓口構築支援なども担当。 miho.marsh@oneasia.legal